

災害時に備える地域支え合いの支援体制づくり



「個別避難計画」を作成しましょう

～「災害時要援護者台帳」から「個別避難計画」へ～

「個別避難計画」って何？

災害時に、一人で避難することが難しい方（高齢者や障がい者等）が、安全に避難できるよう、「誰と」「どこへ」「どのように」避難するかなど、避難支援に必要な情報をあらかじめ記載しておく一人ひとりの個別の避難計画です。

酒田市では令和8年度から、これまで実施してきた「災害時要援護者台帳」の取り組みを新たに「個別避難計画」へと名称を変え、より実効性の高い支援体制づくりを目指します。

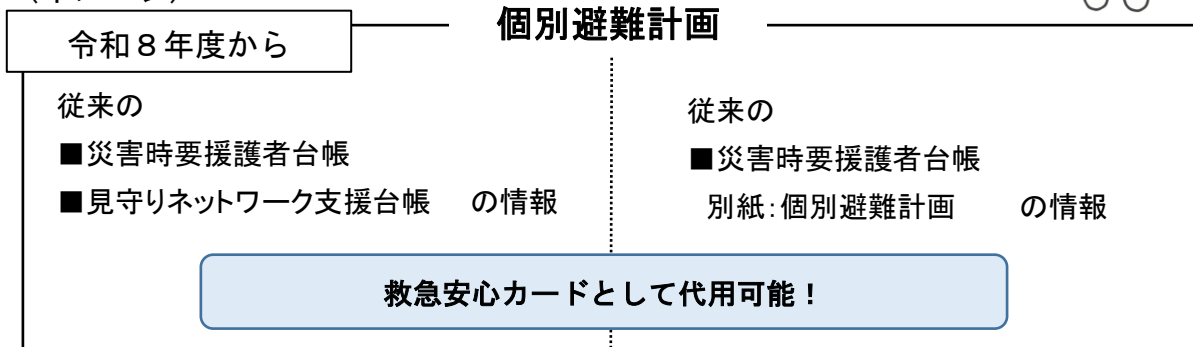
これまでと何が変わるの？

平常時からの地域のつながりが、万が一の災害時の助け合いにつながるため、これまでの「災害時要援護者台帳」と「見守りネットワーク支援台帳」の運用を統一し、台帳も統一の様式へ変わります。

また、作成した様式は「救急安心カード」としても使用できます。



(イメージ)



＜主な変更点＞

- 個別避難計画の作成にあたり、情報提供に関する「同意書」の提出が必要になります。
- 世帯単位の作成から、個人単位(登録者1名につき1枚)の作成になります。
- 災害リスクと地図情報は様式に自動表示され、手書きの記入が不要になります。

裏面「作成のポイント」へ



作成のポイント

■ 「災害時要援護者台帳」を登録された方は、新たに作成(提出)する必要はありません。

- 市で登録者の台帳情報を個別避難計画の様式へ移行し、登録者や避難支援等関係者に配布させていただく予定です。
- 配布後、登録内容に追加・変更したい情報がありましたら、変更した様式(変更箇所が見え消し等で分かるように)のご提出をお願いいたします※従来の「変更届」の提出は不要です。

■ 「災害時要援護者台帳」を登録された方は、「同意書」を提出する必要はありません。

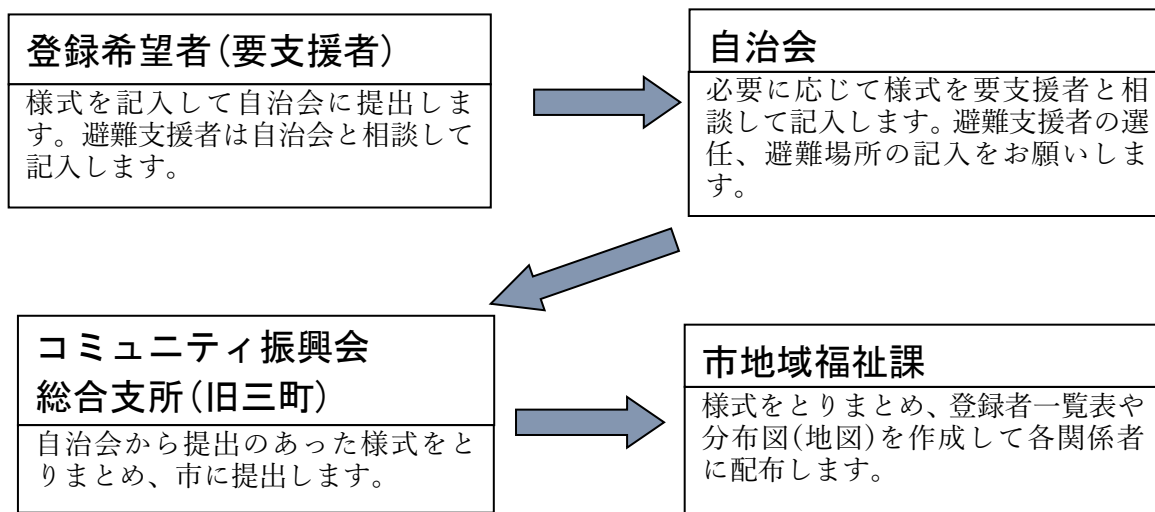
- 災害時要援護者台帳を登録された方は、同意が継続されますので提出不要です。
新たに個別避難計画を作成される方のみ「同意書」のご提出をお願いいたします。

作成の対象となる方は？

これまでの「災害時要援護者台帳」の対象者と同じです。

在宅の高齢者や障がい者等で、災害時の避難に支援が必要な方が対象となります。

作成の流れ



※これまでの「災害時要援護者台帳」の登録の進め方と変更はありません。

※台帳の運用統一に伴い、様式のとりまとめ先が市地域福祉課に一本化されます。

地域住民に最も身近に接しておられるコミュニティ振興会、自治会、民生委員の皆様には引き続き「個別避難計画」の作成にご協力をお願いいたします。

※個別避難計画は、地域における支え合いの支援体制づくりを基本として作成するものです。

災害時の避難支援を保証したり、支援する方が法的な責任や義務を負うものではありません。